



株式会社（外国企業）設立要件

前提：外国企業としての認可が必要な業種か否かの確認
(商務省事業開発局（全国）あるいは管轄の各都道府県で申請します)

■ 設立登記要項

1. 基本定款事項の設定

- 社名（商号）の予約と決定（第1案, 第2案, 第3案）＜外国語も可＞ 商務省ウェブサイト使用
 - * 発起人1名のパスポート・タイ居住地、社名予約有効期間は30日
- 登記住所の選定
 - * 登記住所により、バンコク都あるいは他県の官庁で設立登記申請
- 資本金額の決定（登録資本金、払込資本金）払い込み資本200万THB以上
 - * 払込資本は登録資本の25%以上を要する
 - * 外国企業規正法の認可に則る場合は払込資本が1業種につき300万THB以上
 - * B.O.I., IEATの場合は別規定
- 株式額面の決定
 - * 1株100THB、1,000THB等区切りのよい額面
- 会社営業目的の設定
- 発起人の姓名及び住所
 - * 合計3名以上で、団体名での発起人は不可（外国人も可）

2. 株主の姓名及び住所、持株数の割り当て

- * 合計3名以上で、外国側が51%以上の株を持つ
- * 全発起人は、1株以上持つ

3. 役員、サイン権者（代表権者）の選定

- * サイン権者は役員の中から選定（外国人も可）

4. 監査役の選定

- * 設立当初は弊社で指名

5. 会社印の登録

6. その他特に指定したい事項（決算日、役員の権限範囲、設立費用等）

7. 外国人企業法に則り認可の必要な業種は、申請事業に関する当局の質問書（別添参照）に対する具体的な回答書、及び技術移転計画書を添えて、会社設立登記終了後に商務省事業開発局外国課に認可申請

- * B.O.I., IEATの場合は別途認可申請



■ 登記に際しての必要書類

1. 発起人 / 株主 / 役員 各人の
タイ人の場合：ID カード写し、住所登録書（タビアンバーン）写し
日本人の場合：旅券写しと日本（タイ国）住所
2. 会社登記住所の地図、住所登録書（タビアンバーン）写し
3. 役所所定の申請書は全て弊社で準備